

5.専門事業部と専門委員会の業務細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本プロテニス協会（以下「本協会」という。）定款第8章第38条に基づき専門事業部と専門委員会の活動について定める。

(専門事業部及び独立委員会)

第2条 本協会の事業遂行の為に、以下の4部を設置し、それ以外は独立委員会とする。

(1) 専門事業部

各専門事業部は、それぞれの事業遂行の為に必要な専門委員会を設置する。

- 資格認定・研修事業部
- 育成・普及事業部
- 広報・企画推進事業部

組織運営事業部独立委員会

(2) ● 新規企画委員会 ● 倫理委員会

(担当業務)

第3条 専門事業部内の専門委員会の担当業務は以下の通りとする。

(1). 資格認定・研修事業部

- ① 資格取得に必要なテスト内容(グリップ、筆記、ストロークアナリシス、プライベート、グループレッスン)に関する業務
- ② テスト問題・講習教材に関する業務
- ③ テスター・講師の募集及び育成・審査に関する業務
- ④ JPTA 研修ポイントに関する業務
- ⑤ 入会オリエンテーションに関する業務
- ⑥ 体協資格に関する業務
- ⑦ その他上記に付随する業務

★資格認定講習委員会

- ① 資格認定講習会の企画・運営に関する業務
- ② 資格取得に必要な技術、戦略、戦術、分析に関する業務
- ③ その他上記に付随する業務

★プロテスト委員会

- ① JPTA/USPTA 認定プロテストの企画・運営に関する業務
- ② ストロークアナリシステストに関する業務
- ③ アップテストに関する業務
- ④ 資格の審査・認定及び登録に関する業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

★資質向上委員会

- ① 指導者としての指導技術向上の為の技術研究会及び講習会の実施
- ② 指導者の技術向上に関する業務
- ③ その他指導技術向上に関する業務
- ④ スクール・クラブの経営・管理に関する研修や研究及び講習会・セミナーの実施に関する業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

★ワークショップ委員会

- ① 準会員のための講習会の企画・運営に関する業務
- ② その他上記に付随する業務

★新資格検討委員会

- ① 新資格の検討、立案に関する業務
- ② スペシャリスト（幼児・車いす・高齢者・マネージャー）の養成と資格の検討に関する業務
- ③ その他上記に付随する業務

(2) 育成・普及事業部

★ジュニア育成委員会

- ① ジュニアプレーヤーの育成及び普及に関する業務
- ② ニュージェネレーションテニスに関する業務
- ③ PLAY&STAY に関する業務
- ④ ジュニア基金の募金活動に関する業務
- ⑤ ジュニアキャンプ他イベントの実施に関する業務
- ⑥ ジュニアトーナメントに関する業務
- ⑦ ジュニアに関する地域協会との交流に関する業務

★ その他上記に付随する業務

- ① 国際・国内トーナメントに関する業務
- ② 国際・国内トーナメント組織との関係維持に関する業務
- ③ 審判員の育成に関する業務
- ④ その他上記に付随する業務

★プレーヤー委員会

- ① プレーヤー会員の本協会活動に関する業務
- ② その他上記に付随する業務

★P&S 委員会

- ① P&S の普及に関する業務
- ② P&S のジュニア育成への応用に関する業務
- ③ 日本テニス連合 P&S 分科会に関する業務
- ④ その他上記に付随する業務

(3) . 広報・企画推進事業部

★オフィシャルスクール・後援委員会

- ① 後援名義等に関する業務
- ② その他上記に付随する業務

★広報委員会

- ① 本協会の活動を会員、マスコミ、企業に対して行う広報に関する業務
- ② 本協会のウェブサイトに関する業務
- ③ JPTA ニュース等出版物の編集と発行に関する業務
- ④ テニス市場の調査・研究に関する業務
- ⑤ JPTA ブランドの研究・開発及びその他商品化とその販売に関する業務
- ⑥ 賞罰規程に基づく各表彰に関する業務
- ⑦ その他上記に付随する業務

★コンベンション委員会

- ① コンベンション開催における構想、構成、手配に関する業務
- ② コンベンションの収支、予算管理に関する業務
- ③ コンベンション開催における運営に関する業務
- ④ その他上記に付随する業務

★テニスの日委員会

- ① 「テニスの日」に関する業務
- ② その他上記に付随する業務

(4) . 組織運営事業部

- ① 内部統制・総務・財務に関する業務
- ② 選挙制度、選挙管理に関する業務
- ③ JPTA オフィシャルスクール、JPTA 公認専門学校に関する業務
- ④ 各種親睦会に関する業務（プレーヤー会・オーナー会・マネージャー会等）
- ⑤ その他上記に付随する業務

★地区会委員会

- ① 地区会、地区幹事会、地区長会に関する業務
- ② 地区会の振興に関する業務
- ③ その他上記に付随する業務

★安全管理委員会

- ① スクール運営における安全に関する業務
- ② 安全管理講習会の企画・運営に関する業務
- ③ スクール共済に関する業務
- ④ 保険代理店との折衝業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

★公認・推薦・賛助委員会

- ① 公認商品に関する業務
- ② 公認・推薦・贊助企業の契約に関する業務
- ③ 公認・推薦・贊助企業の募集に関する業務
- ④ その他上記に付随する業務

★会員サービス委員会

- ① 物品、用品販売サービスに関する業務
- ② 会員管理・慶弔に関する業務会員サービスに関する業務
- ③ USPTAとの折衝業務
- ④ その他上記に付随する業務

(5) . 独立委員会

★倫理委員会

- ① 賞罰規程に基づく罰則の審議
- ② その他上記に付随する業務

★新規企画委員会

- ① 新規事業の企画立案、開催に関する業務
- ② その他上記に付随する業務

(組織)

- 第4条 専門事業部と専門委員会並びに独立委員会は、それぞれ事業部長・副部長並びに委員長・副委員長・委員をもって構成する。
2. 専門事業部と専門委員会並びに独立委員会の構成員は、理事会にて選出し、理事長が任命する。

(招集)

- 第5条 専門事業部と専門委員会並びに独立委員会は、必要に応じ事業部長または委員長が招集し開催する。
2. 事業部長が必要と認めるときは、当該委員以外の理事及び学識経験者の意見を聞くことができる。

(報告)

- 第6条 遂行業務について、委員長は各専門事業部長へ報告をし、専門事業部長は重要事項について理事会の承認を得なければならない。

(庶務(総務)及び会計)

- 第7条 庶務(総務)及び会計は、専門委員会(事業部)にて処理し事務局長に報告する。

(その他)

- 第8条 この規程の定めるものほか必要な事項は、専門事業部と専門委員会並びに独立委員会において別に定める。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は平成 2 年 5 月 23 日より施行する。

一部改定 平成 7 年 4 月 1 日
平成 12 年 4 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日
平成 23 年 11 月 29 日
平成 26 年 3 月 13 日
平成 28 年 11 月 30 日